

察したい。

専門職倫理とコモンモラリティ

水野修次郎

- | | | | |
|-----|-----------------------|-----|---------------|
| 一 | コモンモラル | 四 | 技術者の専門職倫理 |
| (一) | コモンモラルと専門職倫理との関係 | (一) | 倫理の必要性 |
| 二 | 専門職倫理綱領 | (二) | 倫理綱領の特色 |
| (一) | 専門職倫理綱領の歴史 | (二) | 倫理研究の新しい動き |
| (二) | 倫理綱領の特色と倫理綱領に含まれるべき項目 | (一) | 専門職の人格と德 |
| (三) | 倫理綱領の三類型 | (二) | Good Work の基準 |
| 三 | 専門職とは何か | (三) | 利害関係によるコンフリクト |
| 六 | おわりに | | |

本稿は、専門職倫理の本質を解明し、さらに専門職倫理とコモンモラリティとの関連について考

一 コモンモラル

何が道徳的な行為であり不道徳的な行為であるかについては、個人の意見と他者の意見が一致する場合が多い。これは、善悪の判断や行為の基盤として、人類には共通とする道徳律が存在すると考えられるからである。」のような人類に共通すると考えられるコモンモラルには、次の例があげられる (Bernard, Gerd, 1988)。

殺すな。

苦痛を生じさせるな。

障害者にするな。

自由を奪うな。

楽しみを奪うな。

欺瞞をするな。

自分の約束を守れ (または破るな)。

詐欺をするな。

法に従え。

自分の義務をはたせ (または義務をはたすのを怠るな)。

以上のコモンモラルは、広く一般の人を受け入れられている道徳律、考え方、徳性としてすべての理性的な人によって支持されている道徳といえる。

個人は、各自の道徳義務 (moral obligation)、道徳理想 (moral ideal) や道徳原理 (moral rule) に従つて判断し、行為する。しかし、時にはその行為が人類に共通する道徳と思われるコモンモラルに反しないかどうかは確信が持てないことがある。また、たとえ個人の信念や宗教理念、個人の道徳哲学はこのよくなコモンモラルと原理的には一致していても、それが現実的な特定の問題に応用されると、さまざまな判断が可能となり、行為に違いが生じる。

個人の行為が道徳的であったかどうかを判断するための方法としていくつかの工夫がなされている。それらの工夫は、次の例のような道徳テストとして提案されている。

一 人を尊重する三つのテスト (『科学技術者の倫理』より)

- ① 黄金律テスト (宗教上や倫理道徳の教と一致するのか)。
- ② 自滅テスト (もしだれもが同じ行為をしたら自滅するのか)。
- ③ 権利テスト (他人をモラルの体現者として尊重しているか)。

専門職倫理とコモンモラリティ

二 道徳行為かどうか確認する二つのテスト (『人格の教育』より)

- ① 可逆性テスト (あなたは、逆の立場でも」のように扱われたいのか)。

(2) 普遍性テスト（あなたは、同じような状況で、すべての人がそのように行為する」とを望むのか）。

三 四つの原理（『生命医学倫理』より）に適合するかどうかのテスト

【自律尊重原理】

個人の自律や個人の自己決定を尊重する。

【危害の禁止原理】

他者に危害を与えない。

【仁恵（じんけい）原理】

他者に福利を与えること。単に不善をなさないのでなくて、積極的に善をなす。

【公正の原理】

正義・公正さを実現すること。

カウンセリングや臨床心理学では、この四つの原理に、その職種の特色として【誠実原理】を加え、カウンセラーとクライアントの誠実な関係を強調する。特に、職業上知り得た個人の秘密や利害に関する情報を、許可なしでは他者に漏らさないという守秘義務が課せられている。

実際の倫理問題は複雑で、白黒が明白でない場合も多く、これらの四つの原理は現実問題の場面

では原理同士が衝突する可能性がある。そのような問題の解決には次の例のように創造的中道（creative middle way）を見出す必要がある。

例一 マーチンルーサーキング牧師は、当時の人権差別的な法律を廃止させるために暴力的な手段に訴える方法ではなく、不服従運動で実現しようとした。公正や正義の原理に反する法律を暴力的な手段で改革しようとすると、他者に危害を与えることになる。そこで「のコンフリクトを乗り越える手段として、創造的中道を追究した結果が、服従運動として結実した。

例二 カウンセリング関係で、誠実原理と個人の安全性（例：自殺あるいは他者への危害の防止）との間にコンフリクトが生じる場合がある。そのような場合には、秘密保持するという信頼関係を破り、危険性を予防するために必要な処置をする。秘密保持の原則を破つたことになるが、結果としてクライアントの福利を優先したことになる。

（1）コモンモラルと専門職倫理との関係

コモンモラルと専門職倫理との関係は以下の五つの点で論じることができる。

- ① コモンモラル、個人モラル、専門職モラルは区別される必要がある。
賄賂はコモンモラル、専門職モラルには反するが、ある種の個人モラルに反しない可能性がある。また、軍事機器の設計することは個人モラルに反するかもしれないが、国の防衛とい

う意味では専門職モラルに反しない。

- ② 専門職倫理の規定の多くはコモンモラルを基準とする。
- ③ コモンモラルは、特別な役割を課せられた人には、特別な道徳義務があることを認める。

(例) 技術革新や技術によつて起こされる潜在的な危険から大衆を保護する。

- ④ 他者に危害を与えないという義務があることを認めて、他の専門職の人によつて引き起こされる危害の可能性に対し警告する義務に関してはあいまいで、明確な規定がない。専門職倫理が、警告や内部告発についての規定を持たないことが多い。

- ⑤ コモンモラルと専門職モラルとの関係は複雑。

特に環境に対する倫理基準が将来大きく変化する可能性がある。専門職の技術や知識が環境に与える影響については、未だに未知な部分が多いために倫理基準が確定していない。既知の領域で確定している倫理基準のみで、未知の領域を決定することは確実にはできない。

コモンモラルには、人類の普遍とするモラルも含まれるが、さらに理想とする最高のモラルも含まれと考えられる。例えば、「殺すな」というコモンモラルを守ることが必要なことはよく理解されていることである。しかし、現実は判断に苦しむケースがある。正当な理由がある防衛や重大な罪を犯した犯罪者に対する死刑などの例外がある。また、戦争行為における結果としての殺人というケースもある。コモンモラルは原則であるのか、理想であるのかの判断は難しい。その意味では、

「殺すな」は最低の基準であるとともに理想とする倫理基準という側面もある。

現在、科学技術が進歩して個人レベルの道徳判断が社会に大きな影響を与えていたり、原子力技術関係の事故、自動車のリコール隠し、ずさんな食品の流通管理、金融業者の不正等々が報告されている。これらの報告に共通することは、専門職の分野で個人と社会との関係性は依然よりも密接となつていて、専門性が高くなるにつれて、専門家の判断によつて大衆に与える影響が大きくなる。その意味で、専門職者はより高度な道徳的判断ができる能力が必要となつてきているといえる。

二 専門職倫理綱領

どのように倫理綱領を細かく設定しても、すべての倫理問題を網羅する指針・ガイドラインを設定することは不可能だ。倫理綱領は、一般的には守るべき最低ラインの倫理が設定されていると考えられているが、その基礎となる原理原則は、望ましい最高レベルに高められた倫理的な行動水準が示唆されている。

(一) 専門職倫理綱領の歴史

Profession（専門職）という用語は、ラテン語で「誓約（oath）によつて縛られた者」を意味する。ローマ時代には、税金を支払う時に宣言した職業名を意味した。

ルネッサンスから啓蒙の時代まで、理想的な道徳は紳士的な行為であるという理念がヨーロッパやその植民地にも浸透していった。それで、十八世紀まで専門職倫理は、品性、名誉、名誉毀損、美德、悪徳に関する内容であった。つまり、眞の職業人は紳士があるので、わざわざ行為基準を示す必要はないとしていた。

最初の倫理綱領は、英國のマンチエスターに住むトーマス・パーシヴァル (Thomas Percival, 1740—1804) によって提案された。彼は、一七九四年作成のパンフレットに内科医と外科医のための倫理綱領を記載した。一八〇三年の版では、「専門職倫理」と「医療倫理」という用語が最初に使われた。「綱領にする (codification)」という用語は、J・ベンサム（一七四八—一八三二）がはじめて使つた。これは、英國法（不文法）を標準的な表現にするという意味で使用された用語である。

一八四七年にアメリカ合衆国のボストン医学協会は、パーシヴァルの作成したこの倫理綱領を採択した。この時代の特色は、「私は～と宣誓します」のように第一人称が使われ、個人的な解釈が加えることができ、心を鼓舞するような表現が多くつた。また、ヒポクラテス宣誓では、「私の能力と判断に従い」という表現になつてゐるが、ニューヨーク州で採択された医学に関する倫理綱領では、「正直に、美德に満ちて、誠実に」を行い、「名誉と忠誠を守り」行いますのような一般的な表現に変化した。

しかし、名誉を保持するという動機では、個人としての行為の職業水準を保には役に立つても、

法律機関・医療機関のような現代的な制度の全体にわたり高い水準を保つ動機とはなり得なかつた。その意味では、パーシヴァルの倫理規定は、第二人称、第三人称で書かれ、行為基準はいくつかの「義務」に置き換えられた。この義務とは、医療従事者が集団的に負う義務とされ、以下の三つの原則が確立された。

- ① 共通の水準（広範囲な協力関係を可能にした）
- ② 個人の栄誉を保持するために生じる対人葛藤を最小限に抑える。
- ③ 専門職人の独立性を促し、福祉を増進する枠組みを提供した。

（二）倫理綱領の特色と倫理綱領に含まれるべき項目

特定の職業グループには、独特な問題に一定の指針を提供する目的があり、特定なグループ、特定な倫理問題に対処するために、倫理綱領の種類は多くなる。

一般的には、倫理綱領には以下に関する記述が含まれる。

- ① 当該専門職団体によって影響を受ける対象は誰か、どのグループか、また影響を受ける対象にどのような優先順位をつけるか。
- ② その団体の主要な活動はどの領域か。
- ③ どのような倫理違反行為を防止できるか、どのような方法で防止できるか。
- ④ その団体員はどのような倫理問題に遭遇すると想定されるか。

(5) 互いにぶつかり合う倫理原理をどのように解消するか。

倫理綱領の前文には理念などが述べられている場合もあるが、一般的には以上の項目についての規定が掲載されている。

(3) 倫理綱領の三類型

専門職倫理綱領や規定には、大きく次の三つの種類がある。

- ① 短い文章の羅列
- ② 基本的原理 (preamble/statement of intent, fundamental principles, canon)
- ③ 関係性を詳述したもの（団体員あることは団体の、公衆、顧客、使用人に対する関係……義務とか関係性）

関連する領域によってどの種類の倫理綱領が多いかについては、表1にあるように以下の特色がみられる。

- ・ビジネス関係は、基本的原理を述べた短文とクライアント・消費者・顧客との関係性に焦点を当てた倫理綱領が多い。
- ・技術関係では、短文モデルと原理モデルが多い。

三 専門職とは何か

専門職は次のように定義される (Downie, R.S., 1999)

- ・少なくとも五年の教育・トレーリングを要する。
- ・その職業に就くための審査がある（資格、サービスの質、料金、規律）。
- ・倫理綱領がある。
- ・学会が毎年ある。

その他専門職とは、一般に次のように考えられる。

- ・広範な知識を基礎とする技術や専門知識を所有する人。
- ・特別な関係を通してクライアントに奉仕する人。
- ・（心的態度——誠実さと援助したいという意思の表明；愛着——制度や一般大衆によって抱かれる尊敬の気持ち）
- ・特定のクライアントに対する義務だけでなく、それを超えたところの社会機能として広範囲な社会政策や正義を表明する権威を有する人。

表1 イリノイ大学のオンライン・エシックスに掲載されている倫理綱領

	短文モデル	原理モデル	関係モデル	調査数
ビジネス	57.1% (8)	7.1% (1)	35.7% (5)	14
エンジニア	47.6% (10)	38.1% (8)	14.3% (3)	21
医療	51.4% (19)	29.7% (11)	18.9 (7)	37

Andrew Olson (1999)

- ・このような義務を果たすために、商業活動や国家の影響を受けずに自由に行動できる人。
- ・狭い意味で単に訓練を受けたというよりは、適切な教育を受けている人。
- ・以上の五つの条件を満たすならば、道義的にも倫理的にも専門職といえる。

以上の専門職についての説明は、専門職種についている人からの意見である。これは専門職を一般の職種と区別し特別なものとする立場である。しかし、専門職という特別の職種に対する批判もある。代表的な批判は、エリート階級の偏見に満ちている、技術や職業を独占するという意見である。専門職という職種が社会的に認められると、それに伴う特権も認められ、専門職は特定の技術や知識を独占するという事実もある。

例として、カウンセリング関係の職種に國家資格を認める議論がなされている。カウンセラーという国家資格が生まれると、一般大衆は十分な訓練を受けていないカウンセラーによる被害を食い止め、高度な技術や教育を備えたカウンセラーのサービスが受けられるという利点がある。一方、カウンセリングが特定の職種に独占され、カウンセリングという学問や技術は大衆のものでなくなる可能性が生じるというマイナスの点もある。さらに、カウンセリングを専門とする人は、倫理綱領が公表されることにより、能力を一定の水準以上に保つ必要性が生じる。また、倫理綱領違反による告訴や、免許剥奪などの事件が生じることになる。

四 技術者の専門職倫理

(一) 特色

専門職倫理には、さまざまの職集があるがここでは、技術者の倫理を例にあげてその特色を説明してみよう。

例えば、土木学会の規定は、国運の進展とか人類の福利増進を目指し、真理の探究を目指すような内部拘束型の倫理ではない。人類の福利増進を目指すことを倫理綱領の主題にしたのは、第一に科学技術の研究成果が社会に大きなインパクトを与える可能性があること、第二に科学技術の進歩に伴い、その技術の使用方法いかんによっては重大な結果が生じる時代となつたことが挙げられる。

ところが科学技術者は、二つの役割を担うという難しい立場である。つまり、技術専門職者には、経済活動をする技術者という顔と社会に奉仕する技術者という顔がある。それぞれの顔は、事業を営む技術者、社会に奉仕する技術者という以下の二つのモデルによつて説明できる。

- ① 事業を営む技術者
 - ・大規模な組織に雇用されている技術者（給料を増やすこと、雇用者に必須な存在となることに関心がある。）
 - ・自営の技術者

事業を営む技術者は、公共の利益に奉仕する特別な責任があり、その活動は特異な重要性がある。公衆の利害を考えて活動を自制する良識があるかどうか問われる。

② 社会と契約する技術者

- ・公衆奉仕（公衆から信託を受け、公衆の福祉を保護する）

この契約には以下の四つの条項が含まれる。

- ・社会の利益へ奉仕。
- ・公衆の福利を優先し、自らを規制すること。
- ・専門職に名譽ある地位と適切で平均以上の収入とを与えること。
- ・その専門職の義務の遂行において自治権を認められること。

技術者が社会貢献することを無視しては、技術者自身の利益も確保できないのである。また、技術の進歩に伴い、その及ぼす影響が拡大し、技術者の責任範囲や責任レベルも拡大している。現在の技術者のモラルは、単なる悪をしないでは通用しない。悪を防ぎ、さらに善をなすことが求められている。過去の技術者は、行為の責任のみを問われたが、現在の技術者は行為の結果の責任のみならず、態度や姿勢への責任も問われている。これは、故意に起こした倫理や法律違反行為だけではなくて、そのままに放置しておけば起こりうる事故や予見できる事故を未然に防止しないという

いわゆる未必の故意が問われる。また、科学技術が公共に与える影響を考えると過失による事故も十分にその責任を問うことができる。違反があるかどうかという最低限の責任を問うのではなくて、予見可能性の有無などの合理的注意義務が課せられている。

(二) 倫理綱領の必要性

科学技術者には、倫理綱領と科学技術者の組織がなぜ必要になるかは、以下の理由がある。

- ① 同じ思想や目的にために組織すると効率がいい。
- ② 倫理綱領は個人が効率的に目的（技術者個人と公衆の利益）を達成できるのを支援できる。
- ③ 倫理綱領によつて外部からの圧力（例：安全性を無視したコスト削減など）から個人を守ることができる。
- ④ 技術者が無理な競争に巻き込まれるのを防止する。

この説明だと、専門職者が自ら組織をして、自分たちを専門職と規定することによって専門職種であると認定されることになる。ただし、一般の人によつて専門職であると認定され、その職種者に特定の権利が与えられるという条件は整える必要がある。

そもそも倫理綱領の存在の源は、ある特定の専門職団体に所属する人たちの利益を保護するのが

目的である。この点では、公共性を追求する政府役所の仕事とは性質が違う。しかし、専門職という意味には、その職種の専門的技術や知識を用いてある特定の理念を実現し公共を益すために働く」とが含まれる。

倫理綱領は、実際には、野球のゲームルールを解説するような役割があり、選手である技術者がどのような役割を担えばいいのかを明確にすることはできる。

しかし、倫理綱領が必要な理由に関しては、以下の疑問点がある。

- ・技術者が自己の所属する専門職倫理に従う——虚偽報告をしないためだけのものか。
- ・倫理綱領は契約ではなくて、一種の慣習であり、法的な拘束がない。
- ・倫理綱領に従い正確で透明な報告し、その結果、経済的競争力を失い職を失う可能性が生じる。

〔三〕 NSPEの例

次に、実際的にNSPE (National Society of Professional Engineers) 倫理規定を取り上げ、検討してみよう（【科学技術者の倫理】の付録に掲載）。

前文

技術者は、重要な学術的な専門職業である、この専門職業の一員として、技術者は、正直性および誠実性の最高の基準を示すものと期待されている。技術者は、すべての人の生活の質に、直接的かつ重大な影響力がある。それゆえに、技術者が提供するサービスは、正直性、普遍性、公平性、および平衡を必要とし、公衆の健康、安全、および福利の保護に捧げられなければならない。技術者は、最高の倫理行動の基準のもとに、行動しなければならない。

I 基本綱領

技術者は、その専門性の義務の遂行において、つきのようにする。

- 一 公衆の安全、健康、および福利を最優先する。
- 二 自分の有能な領域においてのみサービスを行う。
- 三 公衆に表明するには、客観的かつ真実に即した方法でのみ行う。
- 四 雇用者または依頼者それぞれのために、誠実な代理人または受託者として行為する。
- 五 欺瞞的な行為を回避する。
- 六 みずからのお名前を守り、責任をもち、倫理的に、そして適法に身を処することにより、専門職の名前、名声、および有用性を高めるように行動する。

II 実務の原則（省略）

III 専門職の債務（省略）

以上のN S P E倫理規定には、以下の潜在的なコンフリクトが組み込まれているといえる。

- ① 技術者が雇用されているという事実により、雇用者との利害関係がある。つまり、利益優先か、技術者としての良心を優先するかが必然的に問われる。
- ② 個人として科学技術をもつてすれば実現可能のことでも、それに制限を加える倫理綱領に従う必要があるのかという疑問がわく可能性がある。
- ③ 個人の利害や、雇用者の利害を追及することによって、大衆に害を与える可能性が潜在的に存在する。

- ④ 公正さの問題——専門技術者としての地位や収入を得ている特権によってその責任も負う。従つて、直接の上司の命令で、報告を改ざんすることによって、大衆の期待を裏切ることになる。大衆の信頼と上司への忠誠というコンフリクトを内在する。
- ⑤ 雇用者や直接の上司の意見と技術者一個人との意見の違いをどう調節するか。技術者が個人の意見を通すことは、その技術者は会社にとって迷惑な個人になるか、あるいは政府関係の仕事ならば、もう一度と補助を受ける研究や仕事はできないのかというコンフリクトと生じる可能性がある。

さらに、上記の倫理綱領の解釈には以下の問題点がある。

- ① 一般大衆の利益という場合の大衆とは誰か。
- ② 雇用者に対する忠誠とは。
- ③ 道徳的に行動することは。

一般大衆とは、①みんな、②技術者の所有する専門技術や知識に対して無知で、受身で、被害を受ける可能性のある人たち、③専門家の仲間（キッチンと情報開示されていない）、④雇用者を除く人たちすべて、とさまざまに解釈できる。技術者自身やその人の回りの愛する人たちの安全、健康、福祉に反してはいけない。

雇用者に対する忠誠よりも、一般大衆の安全、健康、福利を優先することが必要だ。一般的に道徳的行為とされる基準を破つてはいけない。しかし、技術者が道徳的な人間でないと想定すると、どうなるだろうか。その意味では、倫理綱領は倫理的・道徳的人間であることを前提としている。

要点として、倫理綱領を遵守することによって以下の利点が得られると考えられる。

- ① 遵守することによって、自分やその周りの人間にに対して、他の技術者からの被害を防止することができる。
- ② 遵守することによって、他からの圧力に抵抗できるようになる。
- ③ 遵守することによって、道徳的に恥・罪・当惑を感じることがなく仕事ができる。

- ④ 遵守する「ルール」で、技術者としての地位（自己や他の技術者を含めて）を確保できる。

五 倫理研究の新しい動き

I 専門職の人格と徳

倫理綱領が一種のマニフェスト化し、その中心となる精神を忘れるようになつた。それで、原理原則主義パラダイムから共感を中心とする「経験に基づくパラダイム」へ変化する必要性が生じた。この動きは、以下の要請によって生じた。

- ① 生命医療倫理における徳の見直し。
- ② 義務としての倫理から善い意図や動機を重視する立場へ。
- ③ 単に行行為手引きに従う行為と洞察や実践的英知を伴う行為へ。
- ④ 人間の悪への願望をチェックする必要性。
- ⑤ 良心の役割が重要という理解——患者の自律権は医師の自律権を犠牲にして得てはならない。
- ⑥ 単なる権利義務からgoodnessへ。
- ⑦ 五つの徳——おもひやり（compassion）、決断（discernment）、誠実性（integrity）、信頼（trustworthiness）、良心（conscience and conscientiousness）——の再確認。

⑧ 卓越した道徳（moral excellence, exceptional moral excellence）の追究。

人間の道徳性といえば、道徳的動機、道徳情動、道徳的な行為主体としての人格などを総合してものである。倫理綱領は、行動の基準を強調し、行為する主体や意志を持つ人間性については言及していない場合が多い。そこで、人格と徳性という観点から専門職倫理を考え直そうといふ動きが生じた。

I Good Workの基準（Gardner & Scikszentimihalyi, 2001）

仕事をしてくるとき感じる「ふくらみのない流れ」の中じこねのような経験、生き生きと仕事ができる瞬間、じこらから喜びを感じ、愉しげと感ぜる瞬間。このような状態になるには、以下の三つの基本的な課題に応える必要がある。

- ① 使命
社会からの基本的な要請とそれを実現したいとするパワーワークメント
- ② 基準
「どの人が自己の専門性を最高に發揮している仕事をしてくるか、またその理由は。」
- ③ アイデンティティ
専門職に相応しい基準を満たす必要がある。

職業人として、市民として、個人として、何が大切であり、個人として自分がどのような人であるかを知っていること。

しかし、現代は、よい仕事をするのが難しい時代である。その理由は、

①インターネットに代表される情報の拡大、莫大な個人の情報が手に入る。そのために、全くどのような問題点のない個人が存在することが難しくなった。

②結果が及ぼす影響を考慮しないで純粹に真理の研究のために研究ができた時代があった。

しかし、今日では環境に与える影響を考慮する必要がある。

このような時代では、善き仕事をしようと志す専門人には以下の倫理テストが役に立つ。

「朝起きたときに鏡に映る自分の姿を見て、その姿を誇りに思えるかどうか。」

「世界中の人が私と同じ行動をするようになつたらどんな世界になるだろうか。」

(三) 利害関係によるコンフリクト (Davis & Stark, 2001)

専門職は、利害関係によるコンフリクトに敏感である必要がある。例えば、会計監査する人が、その会社の株を所有している場合。大学で教える学生がカウンセラーでもあるその教師のクライアントとなる。医者が患者としてでなくして、性の対象として診る。多くの長野県議員は建設関係

の会社と関係がある。これらは、利害関係のコンフリクトがある典型的な例である。利害関係コンフリクトの定義を以下に示す。

ある個人あるいは会社 (P) が、一つあるいはそれ以上の数の決定に関わる状況におかれ、(一) Pと相手との関係に関して、Pが第三者の代理となつて決定を下す状況に置かれた場合、(二) その関係において、Pは適切な判断を妨害する何らかの理由が存在する場合に、利害関係によるコンフリクト (conflict of interest) が存在する。

次のページ①の第一の専門職グループは、審判と擁護という二重の役割の担い、公衆がその主体的関係者となる。このグループには、ジャーナリズム、批評、政治、裁判が含まれる。第二の専門職グループは、会計、科学技術、政治が含まれ、診断者とサービスの提供者という二重の役割を担い、関係する主体者は大衆である。第三の専門職グループには、医療、法律、企業の役員、財政サービスを含み、診断と擁護という二つの役割を担い、その主体的関係者は、個人である。第四の専門職グループは、大学の教員、財政サービス、ショービジネスが含まれ、審判と擁護という二重の役割を個人対象に担う。大学の教員は学生の能力を審判するとともに学生を支援する役割を担う、また、ショービジネスでは、役者を審判するとともに、その役者を支援する。

- 新しい技術や知識をベースにした専門職が増えた背景に、既知の領域における倫理的な行動だけではなくて、予見しうる未知、あるいはまったく予見できない未知な領域の倫理道徳を探求する時代となつたことを暗示している。専門的な技術や知識を用いて、より安全で大衆の福利となるようするには、それらの専門を束ねる共通な倫理道徳の探求が不可欠ではないかと思う。今、このような倫理道徳を生み出す知や技術を生みだす必要性があると実感している。
- ① ビジネス倫理
 - ② 科学技術倫理
 - ③ 生命医療倫理
 - ④ 情報倫理
 - ⑤ 環境倫理
 - ⑥ 法律倫理
 - ⑦ 政治・公務員倫理
 - ⑧ 教育・心理倫理

原子力発電所の事故などで明白である。今専門職倫理の確立が急がれている領域には以下のものがある。

表2 利害関係のコンフリクト

役割	審判・擁護		診断・サービスの提供	
	コンフリクト 必然性が低い	コンフリクト 必然性が高い	コンフリクト 必然性が低い	コンフリクト 必然性が低い
主体者	ジャーナリズム 政治	批評 裁判	会計	政治 技術
	財政サービス ショービジネス	大学教員	医療 法律	企業の役員 財政サービス

Davis & Stark (2001)

多くの場合は、「利害関係によるコンフリクト」が存在することに気がつかない。これが存在すると道徳判断に微妙な影響がある。利害関係によるコンフリクトが生じた場合には以下の対策がある。

- ① 避ける。
- ② 公表する。
- ③ 管理する。（利害関係によるコンフリクトは、表面化するというよりは潜在的な脅威と感じられることが多いので、顕在化した問題とならないように管理する。）

六 おわりに

以上、専門職とコモンモラルとの関係について考察してみた。専門職がより高度となり、それ相当の高度な教育や訓練を必要とするようになつてきた。それに従い、専門職者が社会や大衆に与える影響も大きくなつた。一握りの技術者の行為が社会に与える影響の大きさは、原

〈References〉

- Davis, M. & Stark, A. (Eds.) (2001). *Conflict of interest in the professions*. NY: Oxford University Press.
- Dante, R. S. (1999). Professions and Professionalism in Fenner, David, E. W. (Ed.) *Ethics in Education*, pp.3-22
- Gert, Bernard (1998). *Morality: Its nature and justification*. NY: Oxford.
- Gardener, H., Csikszentmihalyi, W. D. (Eds) (2001).
- Good work. NY: Basic Books.
- 日本技術士倅 訳編『科学技術者の倫理』一九八八年丸善
- Olson, Andrew (1999). Authorizing a code: Observations on process and organization.
- Codes of ethics on line. Center for the study of ethics in the professions. Illinois Institute of Technology.
- Ross, David (2002). *The right and the good*. NY: Oxford.

〈論理科学研究やハター関係で現代倫理に題材する主題〉

- トマ・L・ラーチャム、ジョイ・E・エルムレス著
永安幸正、立木教夫監訳 『生命医療倫理』 成文堂
一九九七年
- リチャード・T・ティジル著 永安幸正、山田經二監訳
麗澤大学ビジネス・エンジニアリング研究会訳
『ビジネス・エシックス』 明石書店 一九九五年
- スザン・M・キッザ著 大野正英・永安幸正監訳
- 【H-社会の情報倫理】 日本経済評論社 11001年
トマス・リコナー著 水野修次郎監訳・編集 『人格の教育』 北樹出版 11001年
水野修次郎『カウンセリング練習帳』 1版 ブレーン出版 11001年